

1月30日国家戦略特区WGヒアリングのまとめ

テーマ：国有林野の民間貸付・使用の拡大

<p>1. 提案内容</p> <p>・WG委員からの照会事項について</p> <p>① 国有林野を放牧目的（「国有林野の管理経営に関する法律」第7条第1項第4号）で借りる際の貸付期間は何年となるのか。</p> <ul style="list-style-type: none">・林間放牧（立木のままでの放牧）・放牧（立木を処分した後の土地での放牧） <p>② 国有林野をその用途又は目的を妨げない程度において、貸し付け、又は使用させる面積が5haを超えない場合（同上1項第5号）の貸付期間は何年となるのか。</p> <p>③ 貸付期間は、必要に応じ延長することが可能なのか。</p> <p>仮に可能である場合の手続きいかん。</p>
<p>2. 関係省庁の主張</p> <p>【上記①及び②について】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国有林野の貸付等については、 <p>① 法第7条第1項第4号に基づき、放牧（林間解放を含む）の用に供する場合</p> <p>② 法第7条第1項第5号に基づき、国有林野の用途等を妨げない限度において、面積が5haを超えない場合</p> <p>それぞれ行うことができる。</p> <p>2 その貸付期間については、国有財産法第21条第1項各号に上限を定めており、この範囲内で国有財産の管理が円滑に行われるよう「国有財産の貸付け等の取扱いについて」（昭和54年3月15日林野管第96号林野庁長官通知）に基づき、有償の場合3年としている。</p> <p>【上記③について】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 貸付期間については、契約の都度、貸付料の改定、財産状態の確認などを行い、適正な国有財産の管理に努めているため、延長は行わないが、回数限定することなく契約の更新を認めている。・ 契約の更新の手続きについては、契約を締結している各森林管理署等から送付される期間満了通知に応じて、更新の意思を示す書面を提出していただいている。

3. 論点

- ・ 国有林野の貸付に当たって複数の希望者がいた場合の入札制度等の仕組みの導入について検討できないか。
- ・ 国有林野の貸付期間の3年の根拠が固定資産税の評価額の改定にあるのであれば、「固定資産税の評価額変動に応じて賃料を見直す」規定を契約書に明記をすること等により、貸付期間の延長ができないか。